

役員及び評議員等報酬規程

社会福祉法人 大東福祉会

社会福祉法人大東福祉会 役員及び評議員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人大東福祉会（以下「法人」という。）の定める定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員、評議員選任・解任委員及び優先入所検討委員（以下「役員等」という。）の報酬等について、定めたものである。

(役員報酬の総額)

第2条 理事及び監事に対して、各年度の総額が 1,500,000 円を超えない範囲で、以下に定める各条の規定により報酬を支払う。

(会議への出席報酬)

第3条 役員等が会議（理事会、評議員会、監事会、評議員選任・解任委員会、優先入所検討委員会）に出席したときは、日額 5,000 円、半日額 3,000 円の報酬を支払う。なお、日額は会議の所要時間が 4 時間以上とし、半日額は 4 時間未満とする。

(役員及び評議員の業務報酬)

第4条 役員、及び評議員が法人の運営のための業務（会議への出席を除く）により出勤した場合は、別表 1 により報酬を支払う。

(役員及び評議員の出張)

第5条 役員、及び評議員が職務のために出張したときは、別表 2 により、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支払う。

(評議員及び役員の勤務)

第6条 役員及び評議員は、理事長からの指示により、勤務する。

(報酬の計算方法)

第7条 報酬の計算方法は、前月 1 日から前月末日までの会議への出席日数、及び勤務時間数等に応じ計算する。

(報酬の支払)

第8条 報酬は毎月 21 日通貨をもって直接役員等に支払う。但し、支払日が休日にあたるときは、その前日とする。

(兼務役員)

第9条 施設の職員を兼務する役員は、この規程の適用外とし、給与規程によるものとする。

(雑則)

第10条 その他特に定めのない事項に関しては、理事長が定める。

(別表1) 役員及び評議員業務報酬

勤務時間数		理事長	理事	監事	評議員
1 時間超	5 時間未満	13,500	9,500	9,500	9,500
5 時間以上	10 時間未満	27,000	19,000	19,000	19,000
10 "	15 "	40,500	28,500	28,500	28,500
15 "	20 "	54,000	38,000	38,000	38,000
20 "	25 "	67,500	47,500	47,500	47,500
25 "	30 "	81,000	57,000	57,000	57,000
30 "	35 "	94,500	66,500	66,500	66,500
35 "	40 "	108,000	76,000	76,000	76,000
40 "	45 "	121,500	85,500	85,500	85,500
45 "	50 "	135,000	95,000	95,000	95,000
50 "	55 "	148,500	104,500	104,500	104,500
55 "	60 "	162,000	114,000	114,000	114,000
60 "		162,000	114,000	114,000	114,000

(別表2) 役員及び評議員旅費

鉄道賃	車(船)賃	日当	宿泊料
普通運賃	実費	5,000円	15,000円

- 1 掛川市、御前崎市、袋井市、菊川市は、日当を3,000円とする。
- 2 会議研修等で主催者が宿泊施設を指定した場合は、実費支給とする。
- 3 鉄道賃、車賃の算定額は、旅費規程に準ずる。
- 4 日当の支払額については、規定額から源泉所得税を控除した額とする。

附 則

この規程は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人大東福祉会役員及び評議員費用弁償支給規則は、6月30日をもって廃止する。
- 3 社会福祉法人大東福祉会第三者委員費用弁償規則は、6月30日をもって廃止する。